

令和6年度
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金
(水素等供給基盤整備事業)
に係る公募要領(修正版)

令和6年4月

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

経済産業省・資源エネルギー庁からの補助金に係る令和6年度非化石エネルギー導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）」についてエネルギー供給構造高度化事業コンソーシアムが公募を行いますので、交付を希望される事業者は、本要領に基づき申請されるようご案内いたします。

1. 事業の目的

水素等の大規模な利用ニーズ創出と経済的・効率的かつ自立的発展が可能なサプライチェーンの構築を図ることを目的とします。

2. 事業の内容

(1) 事業概要

上記目的に向けて、間接補助事業者が水素等の供給基盤構築の実現可否の判断に必要な情報の整理及び分析を行うための実現可能性調査事業に要する経費の一部を補助するとともに、間接補助事業者が行う実現可能性調査への伴走支援を実施します。

	予算規模	補助率	予算超過時の圧縮 (※)
令和6年度予算	14億円程度	3分の1	あり

※ 申請者からの補助金申請額の合計が国の予算額に基づきコンソーシアムが定める金額を超え、かつ本補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、技術審査委員会及びコンソーシアムは補助金額を減ずることがあります。その場合、補助率は上記を下回ります。最終的な実施内容、交付決定額については、採択決定後、コンソーシアムと調整した上で決定するものとします。

(2) 補助対象の事業者

補助対象の事業者は、以下の要件をすべて満たす民間企業等（企業・団体等）とします。事業者1社又は複数の民間企業等がコンソーシアムを組み、補助を受けることも可能としますが、申請者すべてが要件をすべて満たすこととします。

- ① 日本国内に事業拠点を有していること。
- ② 過去に類似事業の経験を有するなど、本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ コンソーシアムが提示する補助金交付規程に同意すること。
- ⑤ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置の対象となっていないこと。
- ⑥ 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。

(3) 補助対象となる事業

申請するプロジェクト（日本国内で申請者が水素等の供給設備の設置予定候補地及び供給予定先企業等の候補を設定すること。）において、2030年度（令和12年度）までに低炭素水素等の供給開始を目指し、水素等の大規模利用拡大に資する、様々な事業者幅広く裨益する共用設備等の供給基盤構築の実現可否の判断に必要な情報の整理及び分析を行うための実現可能性調査事業（FS）に要する経費の一部を補助します。水素等の供給基盤構築検討段階での基礎調査や設計に向けた要件整理等が対象となり、設計（基本設計、詳細設計）、実証事業、設備調達及び建設工事は対象外とします。

これらの補助要件、事業内容が適切かどうかを技術審査委員会が審査します。

■具体的な事業例

- A地域において、水素等の供給基盤構築にかかる事業計画について経済性評価の調査等を行う事業（事業規模、コスト、収入等の算出、ファイナンスの検討を含む）
- B地域において、水素等の供給基盤構築を行うために必要な関係者・機関の詳細な意向確認や関連法規制等必要な手続の整理等を行う事業（事業化までのスケジュールや事業実施体制の検討を含む）
- C地域における水素等の供給基盤構築の計画にあたり、潜在需要の確認調査のほか、プロジェクト内容を検討する事業
- D地域において、水素等の供給基盤構築にかかる事業計画について設計に向けた設備整備計画の検討、情報整理等を行う事業（立地や設計を検討する上で必要な用地測量、データ収集・分析を含む）

■対象外事業

- 設計（基本設計・詳細設計）
- 実証事業（開発・購入・リース等により機器等を設置し、データ収集・分析する事業を含む）
- 設備調達
- 建設工事

※水素等供給拠点に係る支援（設計・インフラ整備）は、水素社会推進法案に基づく計画認定制度（いわゆる「拠点整備支援」）の下で講じる予定。今後の制度整備の進捗次第ではあるが、令和6年夏頃を目途に事業計画の申請受付、同年内に計画の順次認定を目指すこととしている。なお、計画認定制度の下での助

成予算は、現在、令和6年度当初予算がなく、本FS事業等を踏まえて検討予定。

(4) 補助対象経費

補助対象となる経費は、上記の補助対象となる事業に係る、水素等の供給基盤構築の実現可否の判断に必要な情報の整理及び分析を行うための実現可能性調査事業に係る人件費・調査費等諸経費（人件費、旅費、会議費・謝金、備品費（借料及び損料含む）、消耗品費、印刷製本費、補助人件費（人材派遣含む）、委託・外注費、その他諸経費）とします。

ただし、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務を委託・外注する場合は、補助対象とはなりません。また、委託・外注費は原則として、補助対象経費の50%を超えないか又は、超えているものは相当な理由のあるものとします。

経費計上する請負契約又は委託契約（委託・外注費等）がある場合は、補助対象者が提出実績報告書において、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。再委託などを行っている場合も同様。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（実施体制図含む）を添付することとします。

その他の補助対象経費の考え方、及び経理処理については、経済産業省HP上の「補助事業事務処理マニュアル」を原則としつつ、別紙「手引き」も併せて参照ください。

(5) 補助率・補助額

補助対象経費の3分の1相当額または、申請1件あたり2.0億円のいずれか低い額を補助します。

ただし、申請者からの補助金申請額の合計が国の予算額に基づきコンソーシアムが定める金額を超え、かつ本補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、技術審査委員会及びコンソーシアムは補助金額を減ずることがあります。その場合、補助率は上記を下回ります。

最終的な実施内容、交付決定額については、採択決定後、コンソーシアムと調整した上で決定するものとします。

補助金の支払いは、原則として事業終了後の精算払とします。ただし、必要があると認められる経費については、概算払も可能とします。

(6) 事業予算・補助予定件数

事業予算は、1,438百万円です。

本補助事業全体で15件程度を想定しています。ただし、1件当たりの補助申請額によっては、予定件数は増減する場合があります。

3. 技術審査委員会

(1) 申請事業の審査

採択は、公募期間に提出された提案書（様式第1の2）等に基づいて、コンソーシアムの外部有識者で構成される第三者審査委員会「技術審査委員会」で審査の上、決定するものとします。

応募期間締め切り後、必要に応じて提案に関するヒアリングの実施や追加資料の提出を求めることがあります。また、申請書類の不足等、不備がある場合は、要件不適として選定されない場合があります。

(2) 審査に係る評価項目

審査については、以下の審査基準に基づき、総合的な評価を行います。

評価項目	
1. 補助対象事業に求める基準	
1) 調査内容	<p>①「2. (3) 補助対象となる事業」に合致しているか。【必須】</p> <p>②中間とりまとめ（令和6年1月29日公表）の「2-3. 拠点整備支援の制度設計詳細」に記載の「拠点整備支援における中核となる条件」及び「評価項目」の方向性に沿った調査を実施する予定となっているか。【加点】</p> <p>※なお、実施計画書においては、中核となる条件及び評価項目の各項目について、現状分析（既存の調査結果やこれまでの調整状況についても記載）及びそれに基づく調査計画・内容を記載すること。</p> <p>※本点は、調査の進捗・熟度を評価するためのものではなく、コンセプト自体を評価するための基準であることに留意。</p> <p>③調査実施後の調査の活用方法について、具体的で実現性があるか。【加点】</p> <p>（今年度の調査の活用方法及び調査後の拠点整備目標等について記載すること）</p>
2) 調査実施方法	<p>①実施内容と整合的か。【必須】</p> <p>②事業期間内に効率的に実施するための工夫がみられるか。【加点】</p> <p>③事業実施に支障が生じる場合の効果的な代替手段が検討されているか。【加点】</p> <p>④事前に十分な情報収集、検討がなされているか。【加点】</p>

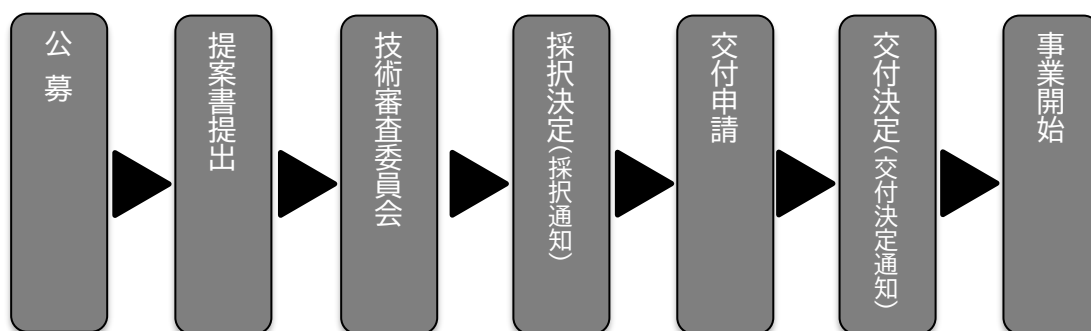
評価項目	
3) 調査実施スケジュール	<p>①実施スケジュールが適切か。【必須】</p> <p>②実施スケジュールについて、事業が滞りなく実施できるよう、日程・作業手順等に工夫があるか。【加点】</p>
4) 調査実施体制	<p>①調査実施可能な組織、人数が最低限確保されているか。【必須】</p> <p>②十分な情報収集・調査実施を行う能力のある体制を備えているか。過去の同様の調査事業を実施した実績を有しているか。【加点】</p> <p>③調査を行うにあたり必要な関係者が共同申請者、委託先、外注先、費用支出が発生しない協力先として申請書内に記載されているか。【加点】</p>
5) 予算	<p>①実施内容及び実施方法と比べて、適正かつ明確に予算が設定されているか。【必須】</p> <p>②効率的かつ費用対効果の高い予算設定、予算配分が行われているか。【加点】</p> <p>③事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務について、委託・外注を行っていないか。【必須】</p> <p>④補助金総額に対する委託・外注費の額の合計の割合が50%を超えていないか。超えている場合は、相当な理由があるか。【必須】</p>
2. 補助対象者に求める基準	
1) 財政基盤等	<p>①「2. (2) 補助対象の事業者」の要件を満たしているか。【必須】</p> <p>②組織の財政基盤について、事業実施可能な財政基盤を有しているか。経理処理能力を有しているか。【必須】</p>
2) GX	<p>①GXリーグに加入するなど、以下 (i) 及び (ii) の温室効果ガス排出削減のための取組を実施しているか。【加点】</p> <p>(i) 国内における Scope1 (事業者自ら排出)・Scope2 (他社から供給された電気・熱・蒸気の使用) に関する排出削減目標を2025年度 (単年度及び2023~25年度の3年間)・2030年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。</p> <p>(注) 第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。</p> <p>(ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCMその他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表すること。</p> <p>②取引先に働きかけることや環境性能の高い部素材の調達等を通じてサプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進している</p>

評価項目	
	か。【加点】
3) 賃上げ、ワーク・ライフ・バランス等	<p>①賃金引き上げ計画を有しているか【幹事法人のみ対象、加点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年以降に開始する申請者の事業年度（あるいは暦年）において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を〔大企業：3%、中小企業：1.5%〕以上増加させる旨を従業員に表明していること。※中小企業については、給与総額とする。 <p>②ワーク・ライフ・バランスの取組をしているか。【幹事法人のみ対象、加点】</p> <p>以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出すること。基準を満たす場合、加点措置となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業） ・女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。 ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

（3）採択結果の公表及び通知

技術審査の結果、採択された申請者については、CROS及び資源エネルギー庁のホームページ等で公表するとともに、当該申請者（共同申請の場合は幹事法人のみ）に対しその旨を通知します。

採択された申請者は、その後、交付申請を行ってください（採択の段階ではまだ交付決定ではございません）。採択決定後から交付決定までの間に、コンソーシアムとの協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があることに留意ください。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合があるので御了承ください。



申請から補助事業開始の流れ

4. 間接補助事業の実施

(1) 交付申請と交付決定

採択通知後、交付申請書（様式第1）に添付資料をつけて交付申請を行ってください。添付資料は提案書へ添付した資料に変更がない場合は省略して構いませんが、採択決定後から交付申請までの間に変更が生じた場合は最新の添付資料を添付してください。

交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。交付決定の通知があった日以降に間接補助事業を開始してください。

(2) 間接補助事業実施期間

交付決定日以降に間接補助事業を開始してください。

間接補助事業は、確定検査の時間も考慮し、原則として令和7年2月末までに調査を完了し、実績報告書を作成する工程としてください。調査計画内容に応じて、早期終了も可能とします。

実績報告書は、令和7年3月14日（金）までに提出してください。

(3) コンソーシアムによる伴走支援と中間確認

事業開始後、Web 会議方式または必要に応じて面談により事業進捗状況を確認します。

別添「手引き」に沿って事業進捗報告、支出の事実を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を揃えてください。事業内容や申請者の経理処理方法により、記載事項や書類のそろえ方をコンソーシアムと調整してください。

原則として、最初の確認は、事業開始後2か月から3か月を目途に日程を調整し、事業完了までに随時確認を行います。

(4) 確定検査

事業終了後、間接補助事業者が提出する実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査で支出の事実を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の確認及び支出額及び内容の厳格な審査を行い、支払額を確定するものとします。支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したとみられる費用の合計とします。

支払額の確定方法について不明な点は、以下のリンク先に記載している事務処理マニュアルに従い、決定するものとします。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf

5. 公募期間及び書類提出先

(1) 公募説明会の開催

公募説明会を以下の通り、Zoomにより実施します。

令和6年4月15日（月）16：00～

(2) 公募期間

公募期間は以下の通りとします。

令和6年4月10日（水）～5月10日（金）17：00

(3) 応募に係る提出書類（提案書等）

公募期間内に、以下の提出書類を、電子データにより提出してください。

また、提出書類については、押印を省略することができます。

① 提出書類

ア 提案書（様式第1の2）

② 添付資料

ア 申請者の営む主な事業（会社、事業所のパンフレット等）

イ 申請者の資産及び負債に関する事項（直近の決算報告書、株主総会の事業報告等）

ウ 申請者の役員等名簿（別紙1）

エ 実施計画書（様式第2）

※審査委員会では、テンプレートを参考に実施計画書をわかりやすく整理した事業概要説明資料を提出すること

(4) 採択後の交付申請における提出書類（交付申請書等）

採択決定となりましたら、以下の提出書類を、電子データにより提出してください。添付書類は提案書へ添付した書類を基本としますが、採択決定後から交付申請までの間に変更が生じた場合は最新の添付資料を添付してください。

また、提出書類については、押印を省略することができます。

① 提出書類

交付申請書（様式第1）

(5) 提出先、問合せ先

電子データを suiso@cros2.jp への提出とし、締切必着とします。

送信ができない大きなファイルは、分割送信または、オンラインストレージサービスを活用する等により提出してください。

Kintone にて提出する場合は、アカウントをコンソーシアムで用意しますので、問い合わせ先に余裕をもって連絡してください。

■問い合わせ先

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

水素等供給基盤整備事業担当

川村、坂井、増田、多田、狭間、今村

住所：〒231-0014

神奈川県横浜市中区常盤町3丁目24番地 サンビル4階

TEL : 050-5211-5407

E-mail : suiso@cros2.jp

(6) 資料の配布について

公募要領等の資料については、コンソーシアムで配布します。

6. その他の注意点

国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進すべく、コンソーシアムが行う間接補助事業者への補助金の交付決定等に関する情報（交付決定先、交付決定日、法人番号）についても、ジービズインフォに原則掲載されることとなります。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(様式第1)

補助金交付申請書

令和 年 月 日

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム

代表 殿

申請者 住 所
事業者名
代表者名

住 所
事業者名
代表者名

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第4条第1項の規定に基づき、補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 申請者（連名の場合は代表法人）の法人番号（13桁）
2. 間接補助事業の名称
3. 間接補助事業の目的及び内容
4. 間接補助事業の開始予定日及び完了予定日
 - (1) 開始予定年月日 令和 年 月 日
 - (2) 完了予定年月日 令和 年 月 日
5. 補助金交付申請額

- | | | |
|------------------|-------|---|
| (1) 間接補助事業に要する経費 | | 円 |
| (2) 補助対象経費 | | 円 |
| (3) 補助率 | 1 / 3 | |
| (4) 補助金交付申請額 | | 円 |

(様式第1の2)

提 案 書

令和 年 月 日

エネルギー供給構造高度化事業コンソーシアム
代表 殿

申請者 住 所
事業者名
代表者名

住 所
事業者名
代表者名

令和6年度非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（水素等供給基盤整備事業）に係る公募要領に基づき、下記の通り提案します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、提案します。

記

1. 申請者（連名の場合は代表法人）の法人番号（13桁）
2. 間接補助事業の名称
3. 間接補助事業の目的及び内容
4. 間接補助事業の開始予定日及び完了予定日
 - (1) 開始予定年月日 令和 年 月 日
 - (2) 完了予定年月日 令和 年 月 日
5. 補助金申請額
 - (1) 間接補助事業に要する経費 円

(2) 補助対象経費		円
(3) 補助率	1 / 3	
(4) 補助金申請額		円

(注1) 提案書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 申請者の役員等名簿（別紙1）
4. 実施計画書（様式第2）

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(別紙1)

役員名簿(記載例)

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クレン ジツ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トホク 伊咄	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

(注)

役員名簿については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)。

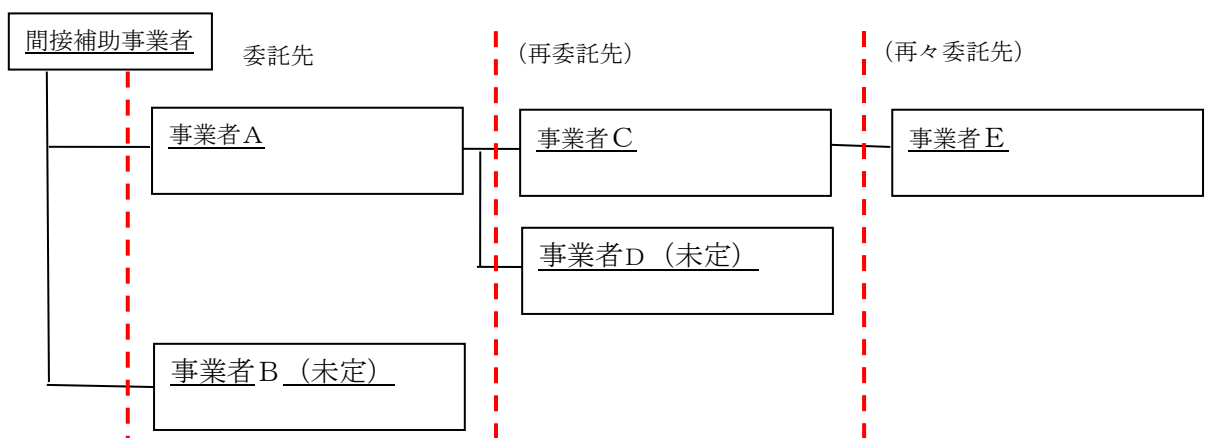
また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(別紙2)

実施体制図

実施体制（税込み 100 万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
事業者A (委託先	東京都〇〇区……	※算用数字を使用し、 円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者B 未定	外注先	〃	〃	〃
事業者C	再委託先(事業者Aの委託先)	〃	〃	〃
事業者D 未定 (再委託先)	再委託先(事業者Aの委託先)	〃	〃	〃
E (再々委託先)	再々委託先(事業者Cの委託先)	〃	〃	〃



【実施体制図に記載すべき事項】

- ・間接補助事業の一部を第三者に委託する場合には、契約先の事業者（税込み 100 万円以上の取引に限る）の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み 100 万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。

(様式第2)

実施計画書

1 間接補助事業の名称

2 調査内容

(1) 調査目的

※実施体制（予定）を記載すること。その際、代表予定者に◎をつけること

※水素等の供給設備の設置予定候補地及び供給予定先企業等の候補、供給開始時期の見込も含めること

(2) 検討中の拠点整備計画案

※既存の調査結果やこれまでの調整状況を記載すること。また、今後の方針についても併せて記載すること

※水素アンモニア政策小委員会等 中間取りまとめ（令和6年1月29日公表）の「拠点整備支援の制度設計詳細」に記載の満たすべき中核となる条件及び総合評価項目との関係を整理すること

(3) 検討中の拠点整備計画に係る現状分析及び今後の方針

①鉄・化学等といった代替技術が少なく転換困難な分野・用途に関し、新たな設備投資や事業革新を伴う形での原燃料転換も主導する取組の予定（波及効果、拡張性の大きさを含む）

②低炭素水素等の供給及び利用に関する産業の国際競争力の強化に相当程度寄与すると考えられる取組を行う予定（既存産業の産業競争力強化、産業競争力強化に資する製品・技術の活用も含む）

③効率的な脱炭素技術の実装予定

※脱炭素技術の革新性・競争優位性も含めて記載すること

④現在検討している拠点整備計画のノウハウ等を活用して、新産業・新市場開拓のため、国内外で新たな関連事業を実施する等の取組の予定

⑤経済的に合理的・効率的な手法での脱炭素資源の活用・インフラ整備予定

※拠点整備計画に係る工程や、コスト、インフラ整備方法などについて、これまで調査を実施していればその内容も記載すること。

※水素等の導入量／CO2削減量に対する投下資本（水素等の輸送・貯蔵に係る共用設備の整備費）の効率性の現状分析についても示すこと

※市場の将来を見据えた成長戦略に基づく、自立・支援額抑制のための事業者相応のリスク負担・工夫（環境価値等）の検討状況についても触れること

⑥地域経済への貢献予定

※地域の産業構造を踏まえた将来の道筋や具体的な地域経済への投資規模、雇用・訓練機会の規模について、これまで調査を実施していればその内容も記載すること

⑦2030年度（令和12年度）の水素等の供給予定又は目標（水素換算）

⑧拠点で供給される水素等の炭素集約度の見込や計測方法

※国際的な算定ルールと整合的な考えの下、国内の排出削減に資するかどうかの観点も踏まえて記載すること

⑨周辺地域の利用ニーズの立ち上がりや、カーボンリサイクル・CCUSを含む新規技術を柔軟に取り入れる中長期的見通しを持ったインフラ整備の予定

⑩柔軟な拡張に資する用地の確保の状況

⑪地域間連携の可能性や、後発地域への展開可能性

⑫供給・輸送・利用等を担う関係者の特定状況と関係者間での合意形成に向けた方針及び調整状況（自治体（港湾管理者等）や周辺住民等との調整状況含む）

⑬2030年度までに整備する拠点を財産取得後10年以上維持していく見通し又は中長期的な自立に向けた見通し

※後続サプライチェーンの構築へとつながる先行的で自立が見込まれるプロジェクトであるかの観点も踏まえて記載すること

⑭保安計画の検討状況

（4）調査内容・調査結果の取りまとめ方針

※検討中の拠点整備計画の実現に向けた間接補助事業（申請事業）の位置づけを示すこと

※本補助を利用する調査事業と利用しない調査事業がある場合は、その違いを示すこと

※（３）での現状分析との対応関係を示すこと

3 調査実施後の結果の活用方法

（１）設計段階（基本設計・詳細設計）への活用方法

①設計に向けての課題

②設計への本調査結果の活用方針

（２）インフラ整備段階への活用方法

①インフラ整備実現に向けての課題

②インフラ整備への本調査結果の活用方針

4 調査実施方法

（１）調査実施詳細

（２）調査を効率的に実施するための工夫

（３）調査に支障が生じる場合の効果的な代替手段

（４）これまでの情報収集、検討結果

5 実施スケジュール

（１）間接補助事業の開始予定及び完了予定日

①開始予定年月日 令和 年 月 日

②完了予定年月日 令和 年 月 日

（２）間接補助事業の実施予定スケジュール詳細

（別表様式第１）に記載

（３）日程・作業手順等の工夫

6 実施体制

(1) 調査実施組織、人員

※代表者に◎をつけること

(2) 情報収集・調査実施ノウハウや調査実績

(3) 調査協力体制

7 調査費用

(1) 調査費用内訳（実施方法ごと）

(2) 効率的かつ費用対効果の高い予算設定、予算配分の工夫

8 委託・外注の予定

(1) 委託・外注の内容

(2) 委託・外注費の比率と、50%を超えている場合はその理由

9 間接補助事業者及び事業実施事業所の概要

(1) 事業者名及び法人番号、事業実施事業所

事業者名：

法人番号：

事業実施事業所名及び所在地：

(2) 申請者の組織、人員体制

(3) 事業管理者の連絡先

①事業管理者の連絡先

②経理担当者の連絡先

10 資金計画

(1) 所要資金計画

①所要資金計画

(別表様式第2)に記載

②間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金申請額

(別表様式第3)に記載

(2) 資金調達計画

(別表様式第4)に記載

1.1 温室効果ガス排出削減・GX実現の取組

(1) GXリーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組

※(i) 国内における Scope1 (事業者自ら排出)・Scope2 (他社から供給された電気・熱・蒸気の使用) に関する排出削減目標を 2025 年度 (単年度及び 2023~25 年度の 3 年間)・2030 年度について設定し、排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。

(注) 第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合には Jクレジット又は JCM その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表すること。

(2) GX実現に向けた取組

※サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組の促進状況。

1.2 その他

(1) 賃金引き上げ計画

※幹事法人について賃金引き上げ計画があれば、その引き上げ時期及び給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率等

(2) ワーク・ライフ・バランスの取組

(3) 他の補助事業等との関係

(4) 許認可、権利関係等間接補助事業実施の前提となる事項

(5) その他間接補助事業実施上問題となる事項

(別表様式第1)

間接補助事業の実施予定スケジュール

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

- (注) 1. 当該年度の実施スケジュールを記載してください。
2. 間接補助事業の項目毎に記載してください。

(別表様式第2)

所要資金計画 (令和 年度)

◇補助対象経費明細

(単位：円)

積算内訳	金額
①人件費 内訳： ②旅費 ③会議費・謝金 ④備品費 ⑤消耗品費 ⑥印刷製本費 ⑦補助人件費 ⑧委託・外注費 項目：	
合計	

◇事業者の補助対象経費内訳

(単位：円)

事業者	事業費
合計	

- (注) 1. 所要資金計画は、補助対象経費のみ記載する。
2. 積算内訳は、単価があるものは記載してください。
3. 複数事業者による申請の場合、下段の表に事業者ごと小計を記載する。

(別表様式第3)

間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金申請額

(単位：円)

間接補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金申請額
		1/3	

(別表様式第4)

資金調達計画

(単位：円)

調達先	調達金額	備考
補助金		
自己資金		
合計		

(注) 調達金額は、事業総額に係る間接補助事業に要する経費について記載する。